

令和2年10月1日  
教育振興部学務課

## 区外からの転校を伴う特別支援教室の継続利用について（案）

区では、前住所地の自治体で、練馬区の特別支援教室に類するサービスを利用していた方の特別支援教室の利用にあたり、区立小中学校に在籍している児童・生徒と同様に、発達検査や行動観察などの情報を収集したうえで、特別支援教室利用検討会で議論し利用の可否を判断している。利用検討会を偶数月に開催することとしているため、実際の利用までに一定の時間を要している。

しかしながら、令和2年3月末時点で転入の前住所地の自治体で特別支援教室を利用していた児童において、ADHD傾向が強く授業に参加できないことに加え、新型コロナウイルス感染症の拡大により、行動観察が実施できずに特別支援教室利用に向けた準備が進まない事例があった。保護者や在籍校の校長と協議の上、臨時の利用検討会を実施し、利用決定を行った。その結果、特別支援教室を利用することとなり、本児が落ち着いて授業参加できる一助となった。適切な教育を継続するため、本委員会で協議した後、臨時の利用検討会を実施していくこととする。

## 記

### 1 目的

情緒・発達に課題のある児童・生徒に継続して適切な教育を提供するため。

### 2 適用条件

保護者と児童・生徒双方が、特別支援教室の利用を希望している。  
転入先の学校長が早急に特別支援教室の利用が必要と判断している。

### 3 特別支援教室利用への流れ

保護者より転入の連絡および特別支援教室の継続利用希望を受け、転入先の学校長が特別支援教室の利用継続が必要であると判断する。

巡回指導教員が行動観察を実施。

転入先の学校が利用申請書（臨時利用検討会用）を作成し、就学相談係に提出。就学相談係は拠点校長・巡回指導教員（ともに該当校を除く）1名ずつを招集し利用検討会を開催し、利用の可否を決定し、各校および保護者に通知する。